

ブロック塀等撤去費用助成制度 ～対象となる条件～

制度を利用できる方

対象となるブロック塀等の所有者またはマンション管理組合

※次のいずれかに該当する場合は助成対象者となりません

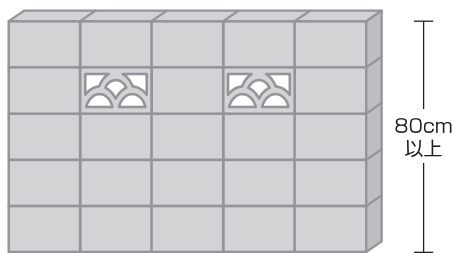
- (1) 国、地方自治体その他これらに準じる団体
- (2) 助成対象のブロック塀等の撤去について、国、都、区が別に行う事業で、助成金等を受けている方
- (3) 住宅または宅地の販売を主たる目的とした方
- (4) 住民税(都道府県民税および市町村民税)または法人住民税(法人の場合に限る)を滞納している方
- (5) その他、区長が不適当と認める方

対象となるブロック塀等

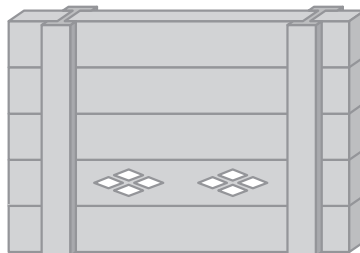
撤去するブロック塀等が以下(1)～(3)の条件すべてに合致し、区の点検により安全性が確認できなかった場合に対象となります。

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、組積造塀(大谷石やレンガ等の石材を積み上げて造られた塀)
その他これらに類する門柱および塀

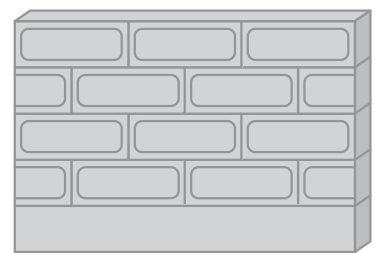
(コンクリートブロック塀)



(万年塀)



(組積造塀)



(1) 位置

区内の道路等に面していること

(2) 高さ

地上部から高さ80cm以上のもの

(3) その他

助成金の交付決定前に、撤去に着手
(工事契約)または既に撤去済みで
はないこと

